

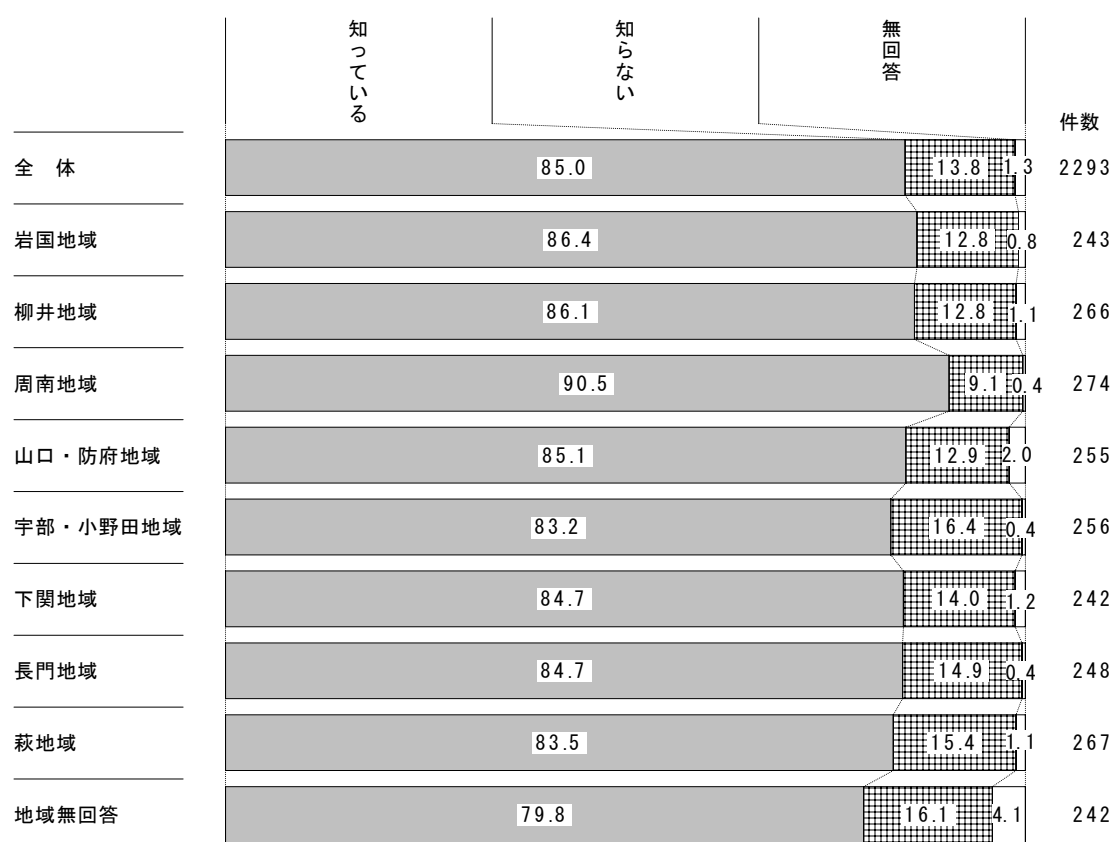
# 人権に関する県民意識調査報告書(調査結果の分析)

## 1 人権について

### (1) 基本的人権に関する認知度

問1 あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。(✓は1つ)

図1 - 1 基本的人権に関する認知度(広域生活圏別)

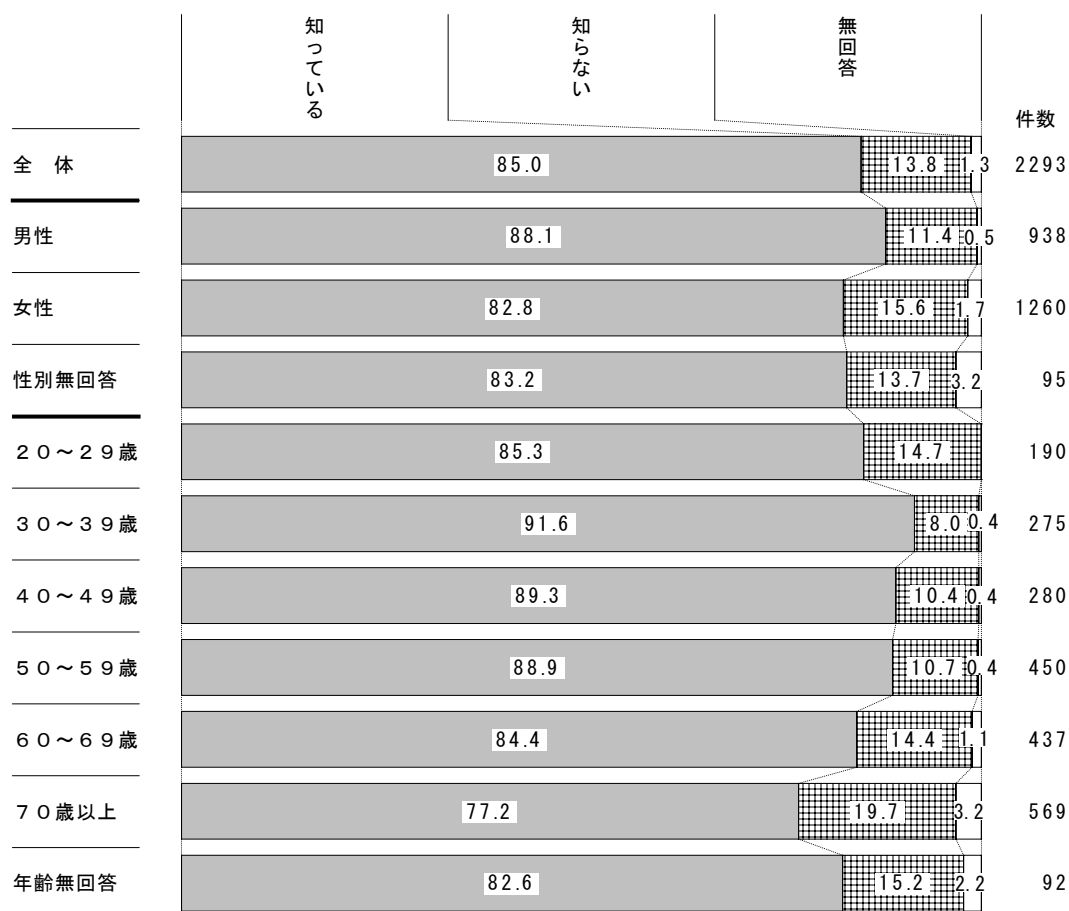


基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることを、「知っている」が85.0%と8割を超えている。

広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「知っている」が8割を超え、周南地域では90.5%と9割を超え高くなっている。

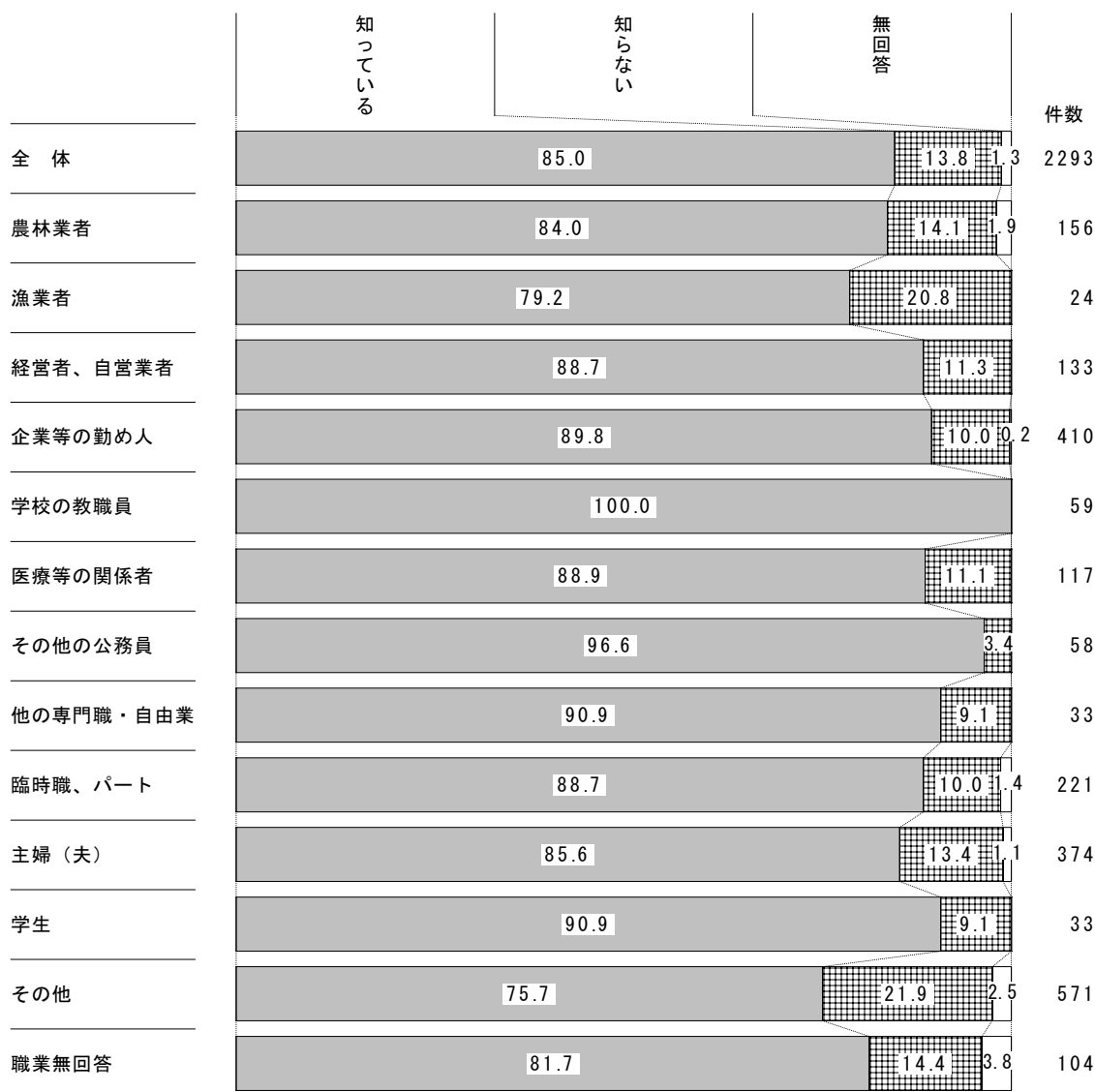
また、平成19年6月に内閣府が実施した全国調査では、「知っている」が77.8%で、本県の方が7.2ポイント高くなっている。

図1 - 2 基本的人権に関する認知度(性・年齢別)



基本的人権に関する認知度について年齢別に見ると、70歳以上を除くすべての年齢で「知っている」との回答が8割を超え、30～39歳では91.6%と9割を超え高くなっている。

図1 - 3 基本的人権に関する認知度(職業別)



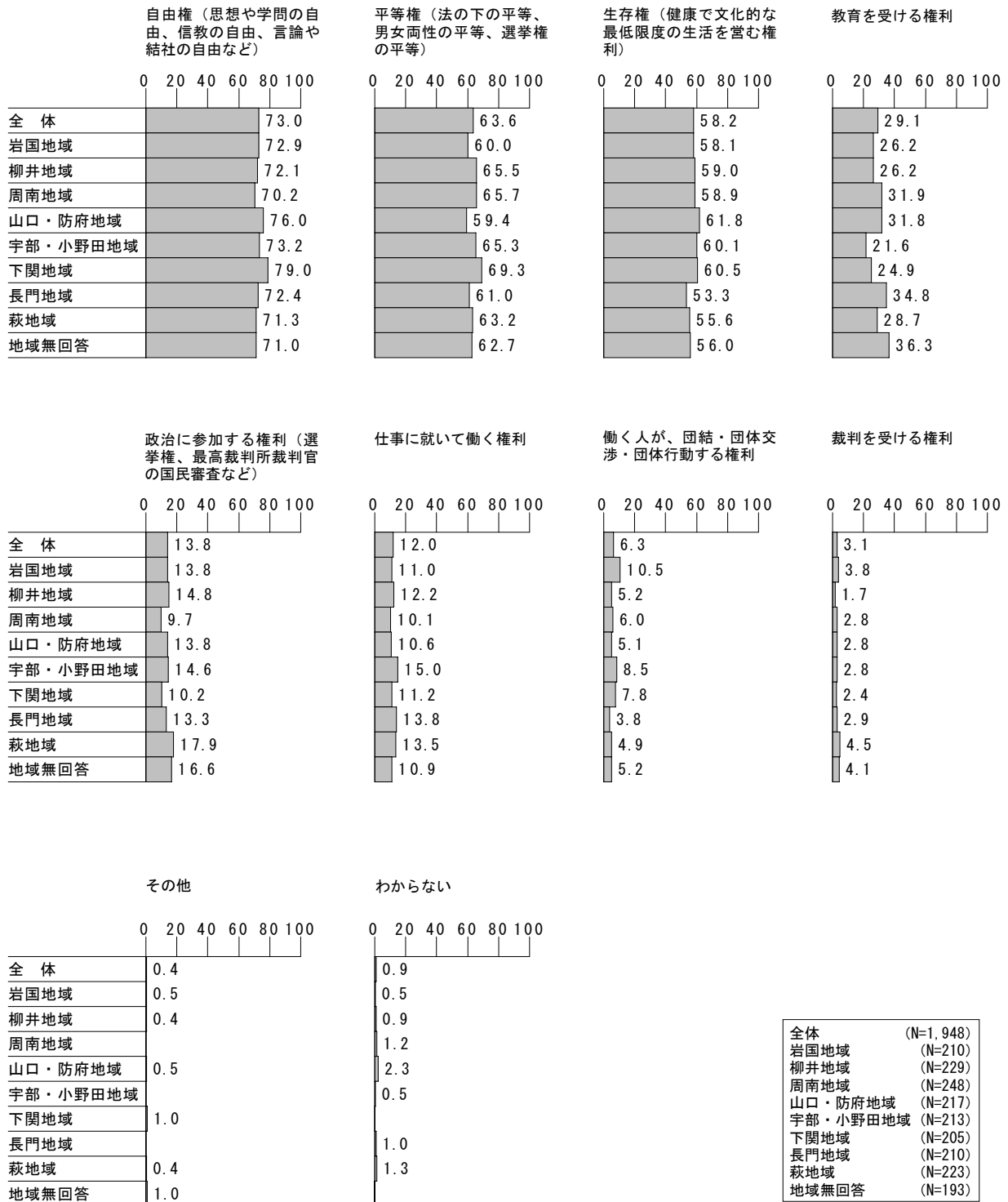
基本的人権に関する認知度について職業別に見ると、「知っている」との回答が、漁業者とその他を除くすべての職業で8割を超えており、特に学校の教職員は100.0%、その他の公務員では96.6%と高くなっている。

## (2) 関心のある基本的人権

【問1で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

問1-2 憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活の中で、特に関心をもっているものはどれですか。(✓は3つまで)

図1-2-1 関心のある基本的人権(広域生活圏別)

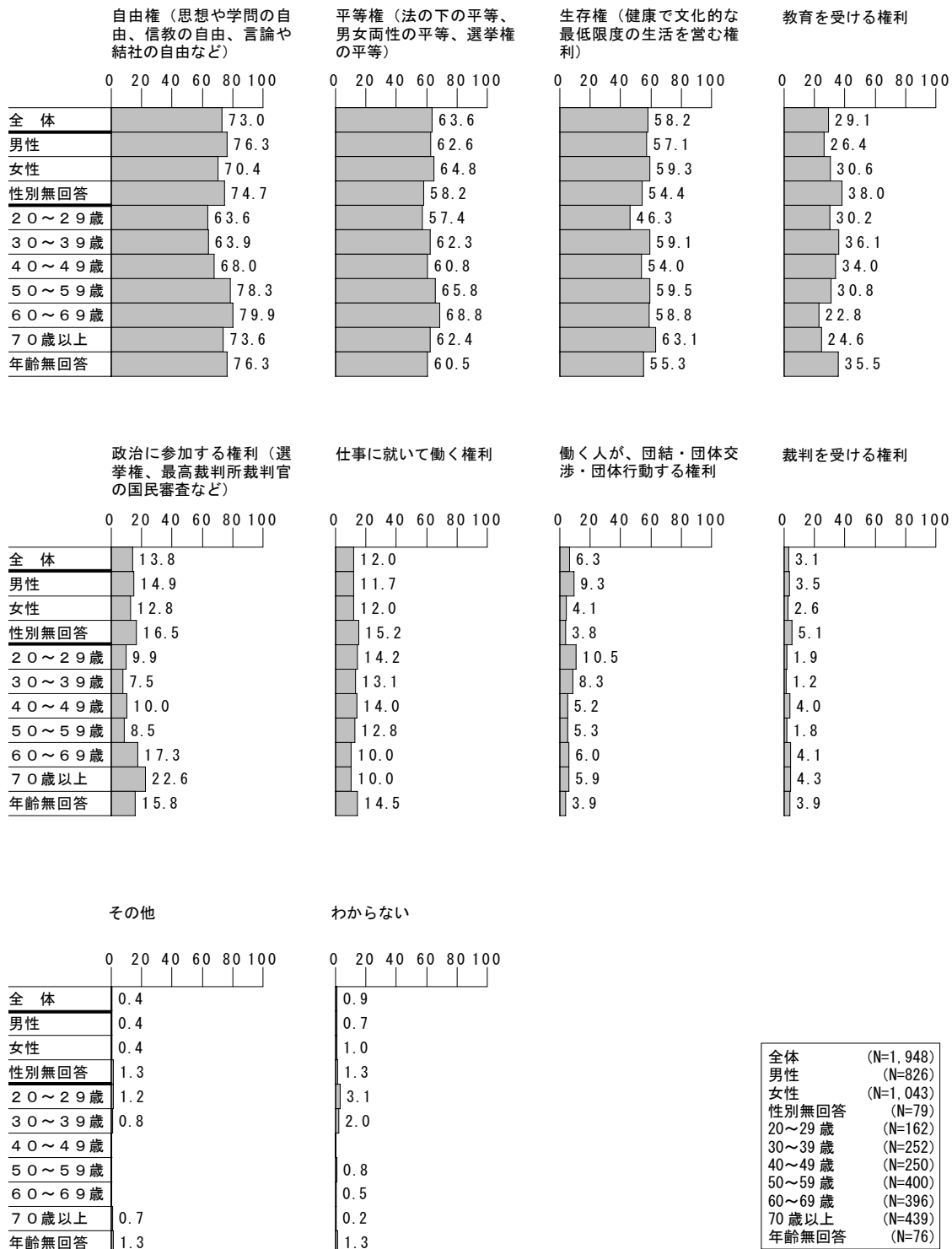


8項目の基本的人権の中で、最も関心が高かったのは、「自由権(思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由など)」で73.0%、次いで「平等権(法の下での平等、男女両性の平等、選挙権の平等)」(63.6%)、「生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)」(58.2%)となっており、3項目と

も5割を超えている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「自由権（思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由など）」が7割を超えており、最も割合の高い項目となっている。「平等権（法の下での平等、男女両性の平等、選挙権の平等）」では、山口・防府地域を除くすべての広域生活圏で6割を超え、「生存権（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）」においてもすべての広域生活圏で5割を超えている。

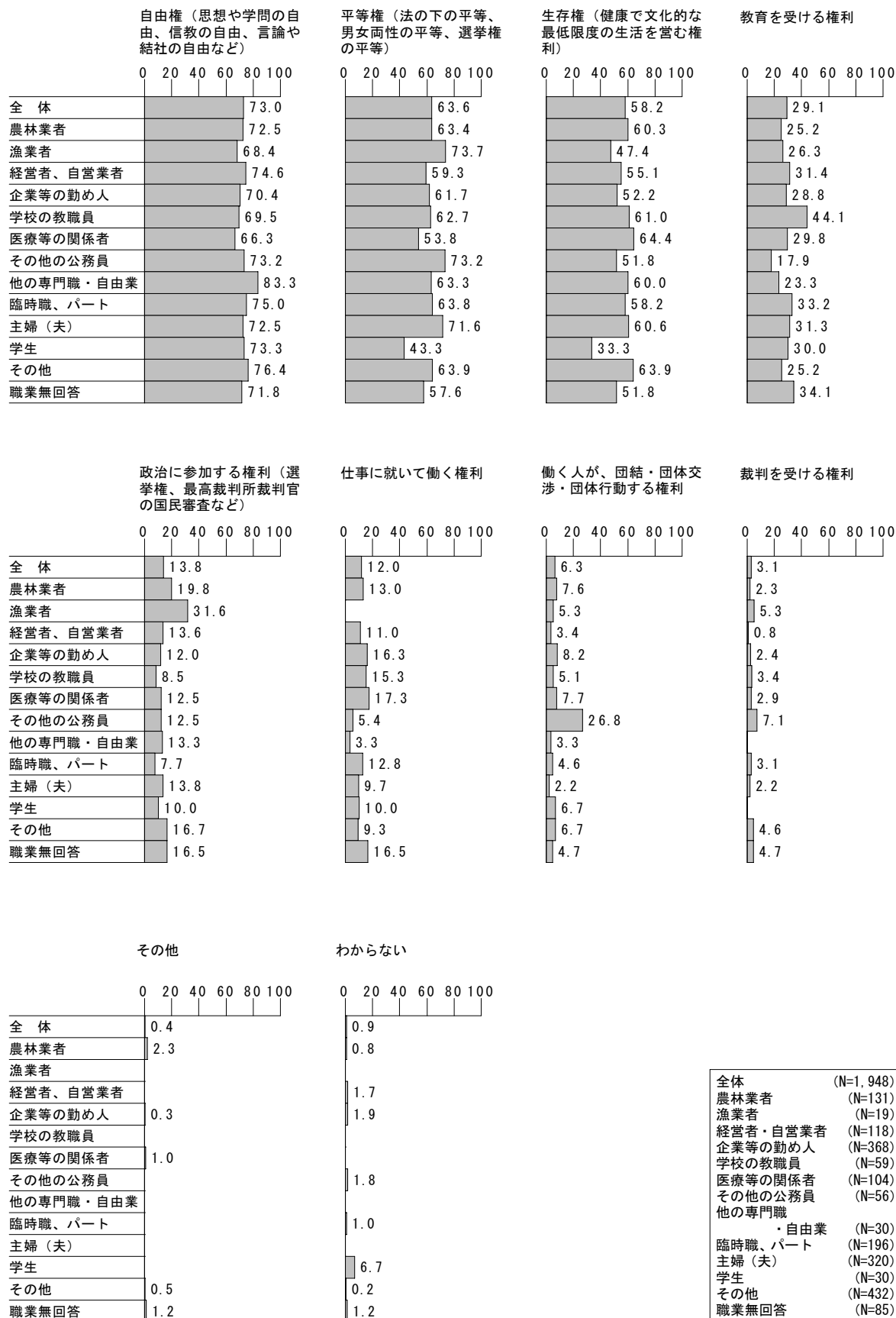
図1 - 2 - 2 関心のある基本的人権(性・年齢別)



関心のある基本的人権について年齢別に見ると、「自由権（思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由など）」では、60～69歳（79.9%）、50～59歳（78.3%）が約8割と高くなっている。「生存権

（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）」では、70歳以上が6割を超えている。また、「政治に参加する権利（選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査など）」においても、70歳以上で22.6%と2割を超え、他の年齢に比べ高くなっている。

図1 - 2 - 3 関心のある基本的人権(職業別)



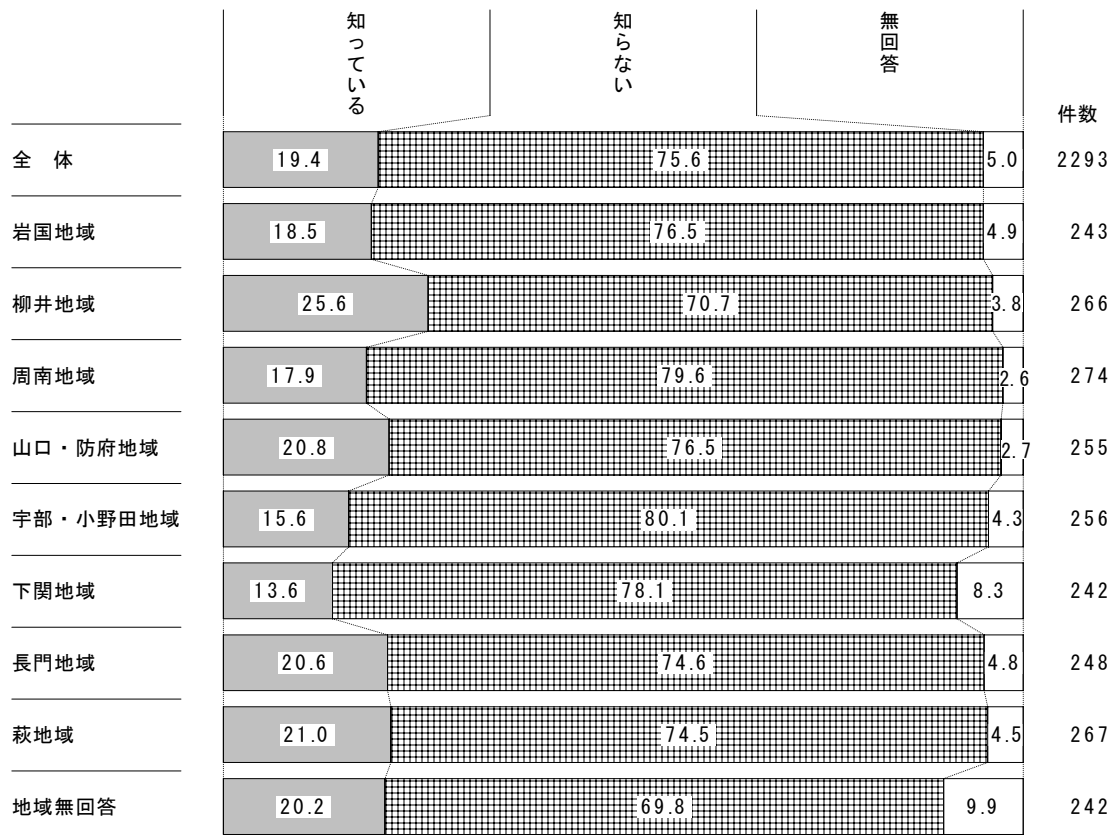
全体 (N=1,948)  
 農林業者 (N=131)  
 漁業者 (N=19)  
 経営者・自営業者 (N=118)  
 企業等の勤め人 (N=368)  
 学校の教職員 (N=59)  
 医療等の関係者 (N=104)  
 その他の公務員 (N=56)  
 他の専門職・自由業 (N=30)  
 臨時職、パート (N=196)  
 主婦(夫) (N=320)  
 学生 (N=30)  
 その他 (N=432)  
 職業無回答 (N=85)

関心のある基本的人権について職業別に見ると、「自由権（思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由など）」が、漁業者を除くすべての職業で、最も高い割合の項目となっており、他の専門職・自由業では83.3%と8割を超えている。「平等権（法の下での平等、男女両性の平等、選挙権の平等）」では、学生が43.3%と他の職業に比べて低く、最も高い割合の漁業者（73.7%）と比べると、30.4ポイントの差が見られる。「教育を受ける権利」では学校の教職員（44.1%）、「政治に参加する権利（選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査など）」では漁業者（31.6%）、「働く人が、団結・団体交渉・団体行動する権利」ではその他の公務員（26.8%）が他の職業に比べ高くなっている。

### (3) 山口県人権推進指針の周知度

問2 山口県では、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するため、平成14年（2002年）3月に「山口県人権推進指針」を策定し、これに基づき人権諸施策を推進していますが、あなたはこの「山口県人権推進指針」を知っていますか。（✓は1つ）

図2 - 1 山口県人権推進指針の周知度(広域生活圏別)

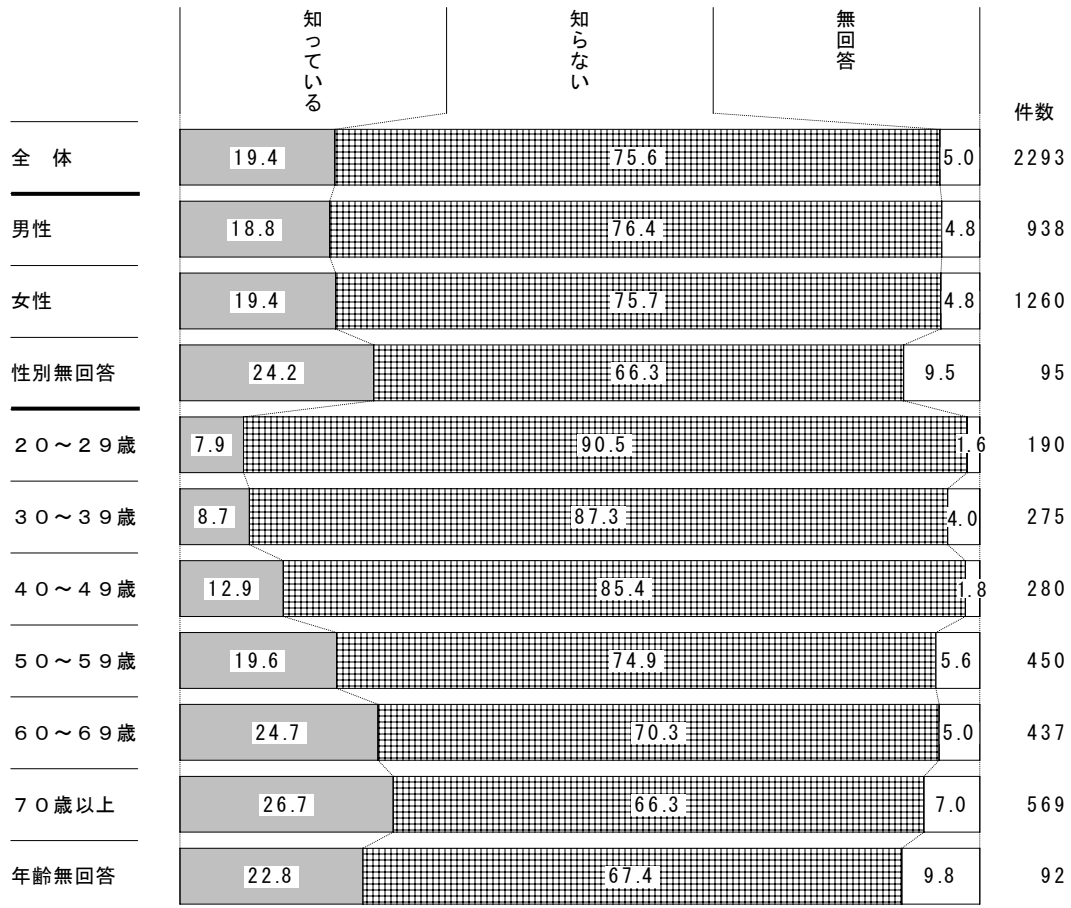


山口県人権推進指針を「知っている」と回答した人は19.4%で2割に満たない。

また、広域生活圏別に見ても、すべての広域生活圏において、「知らない」が7割を超え、周知度が低い傾向にある。

「知っている」が2割を超えているのは、柳井地域(25.6%)、萩地域(21.0%)、山口・防府地域(20.8%)、長門地域(20.6%)となっており、周知度が最も高い柳井地域(25.6%)と最も低い下関地域(13.6%)では12.0ポイントの差が見られる。

図2 - 2 山口県人権推進指針の周知度(性・年齢別)

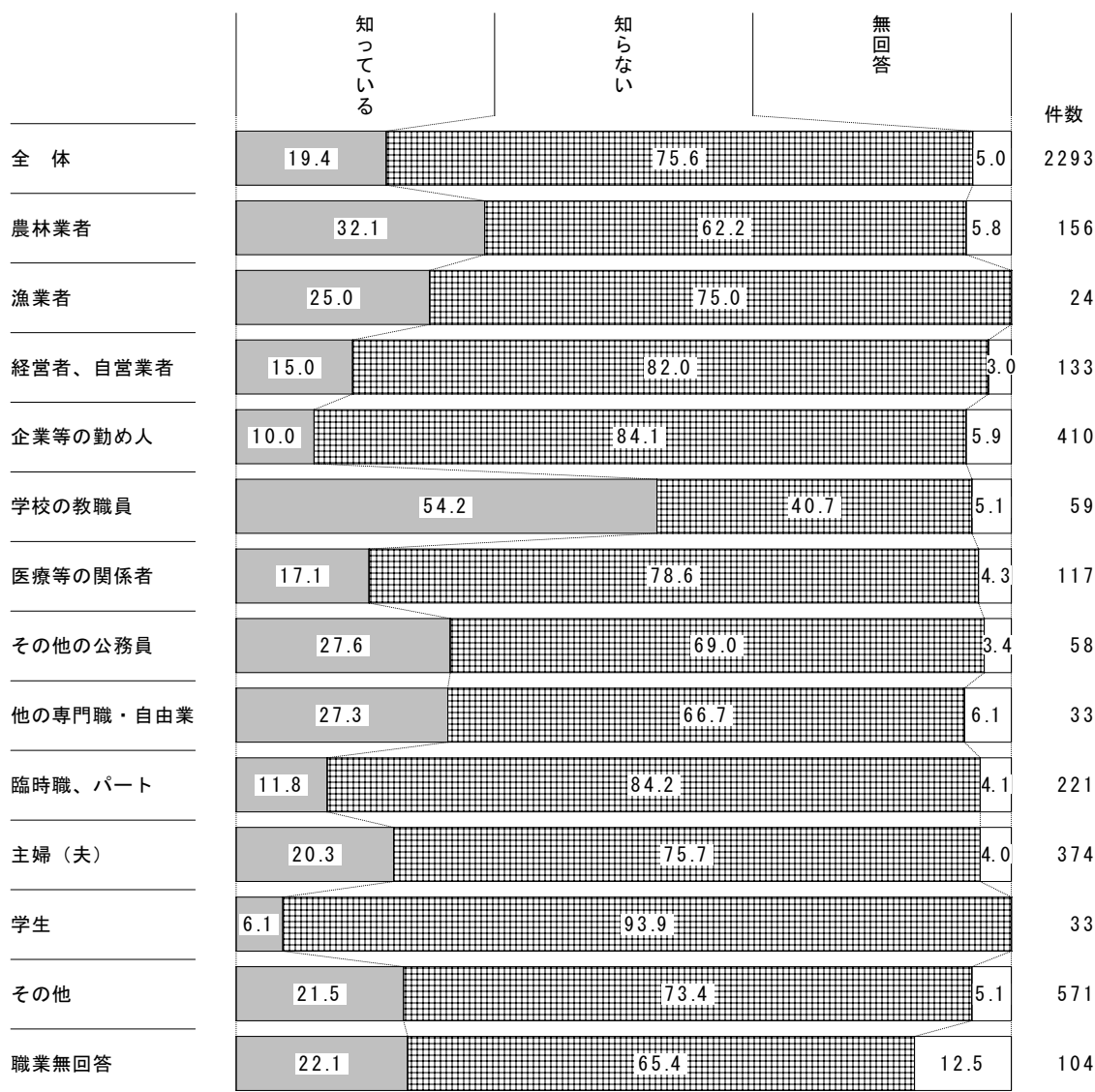


山口県人権推進指針の周知度について年齢別に見ると、年齢が高くなるにつれ、「知っている」の割合が高くなる傾向が見られ、70歳以上（26.7%）、60～69歳（24.7%）で2割を超えている。

また、周知度の最も高い70歳以上と最も低い20～29歳（7.3%）を比べると18.8ポイントの差が見られる。



図2 - 3 山口県人権推進指針の周知度(職業別)



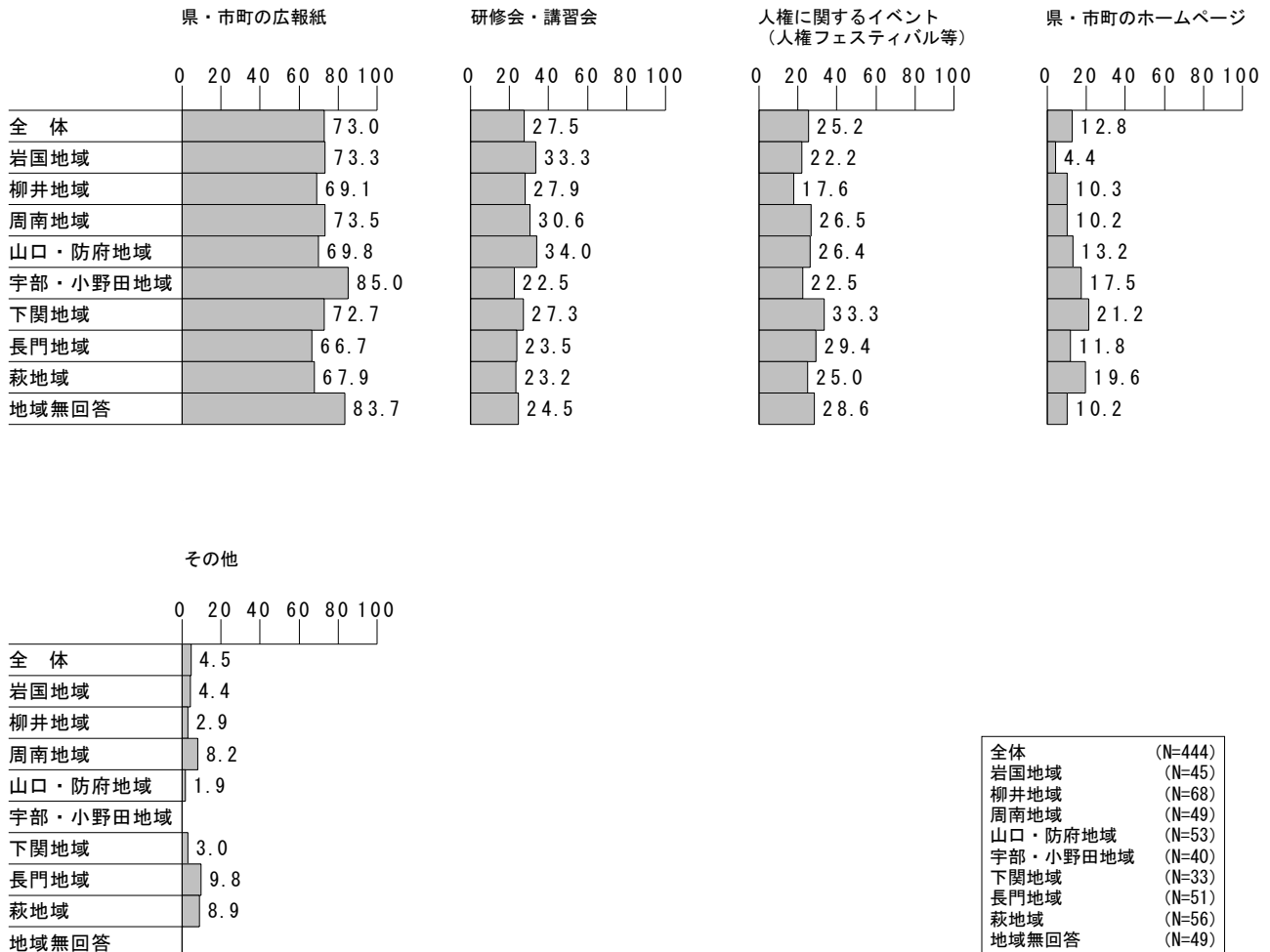
山口県人権推進指針の周知度について職業別に見ると、「知っている」が、学校の教職員で54.2%と5割、農林業者で32.1%と3割を超え高い割合となっているのに対し、学生では6.1%と1割に満たない。

(4) 山口県人権推進指針を知ったきっかけ

【問2で「1知っている」を選んだ人のみ回答】

(1) あなたが、山口県人権推進指針を知ったきっかけは何からですか。(✓はいくつでも)

図2 - 1 - 1 山口県人権推進指針を知ったきっかけ(広域生活圏別)

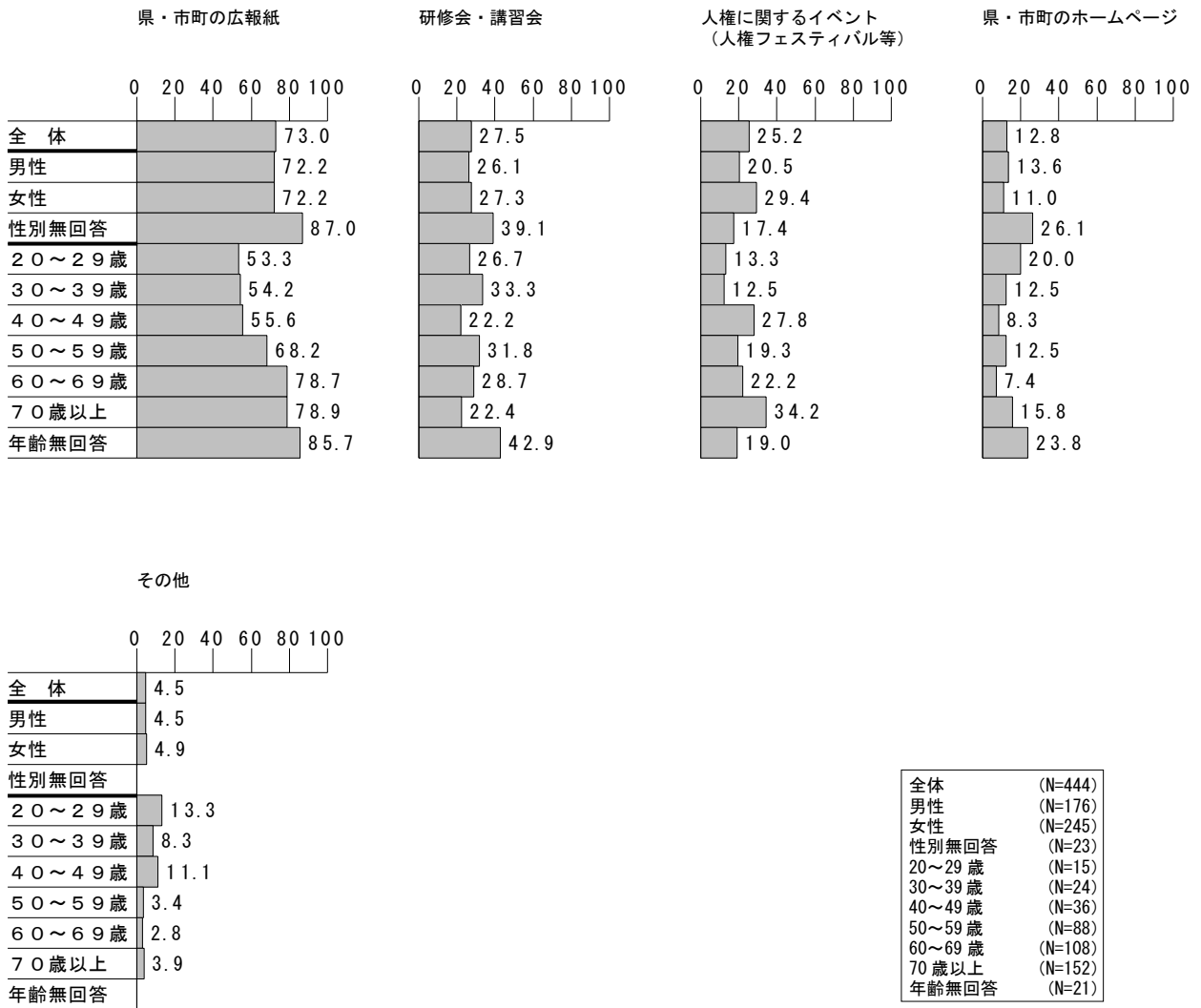


山口県人権推進指針を知ったきっかけは、「県・市の広報紙」が73.0%と7割を超えている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「県・市町の広報紙」との回答が高く、宇部・小野田地域では85.0%と8割を超えている。

「研究会・講習会」では、山口・防府地域(34.0%)、岩国地域(33.3%)、周南地域(30.6%)で3割を超えている。「人権に関するイベント(人権フェスティバル等)」では下関地域(33.3%)、「県・市町のホームページ」では下関地域(21.2%)が他の広域生活圏に比べ高くなっている。

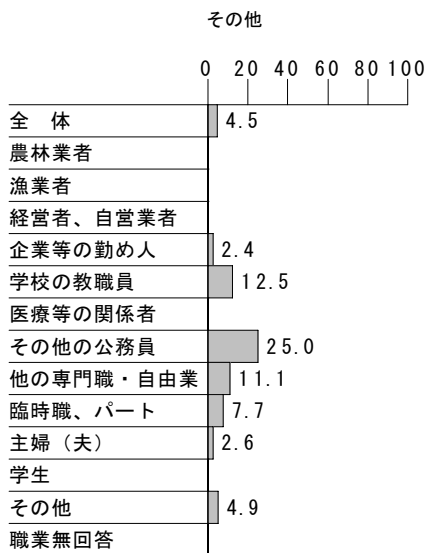
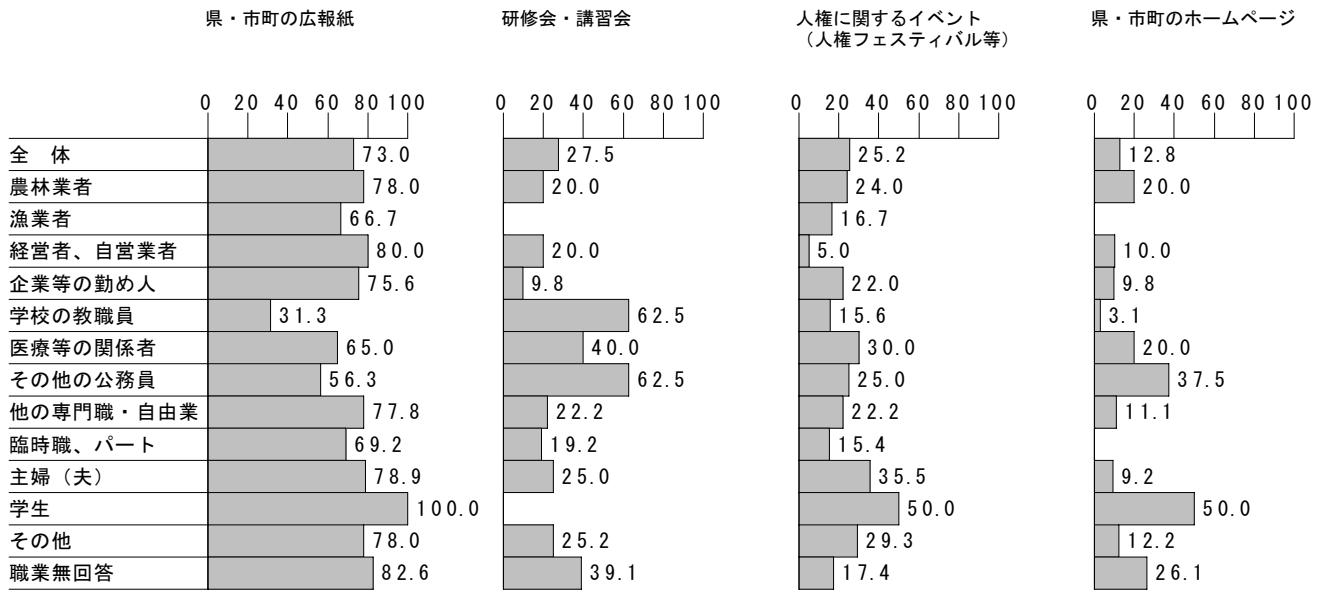
図2 - 1 - 2 山口県人権推進指針を知ったきっかけ(性・年齢別)



山口県人権推進指針を知ったきっかけについて年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「県・市町の広報紙」が最も割合の高い項目となっており70歳以上(78.9%)、60～69歳(78.7%)では約8割となっている。

「研修会・講習会」では、30～39歳(33.3%)、50～59歳(31.8%)で3割を超えている。「人権に関するイベント(人権フェスティバル等)」では、70歳以上(34.2%)が他の年齢に比べ高くなっている。

図2 - 1 - 3 山口県人権推進指針を知ったきっかけ(職業別)



全体	(N=444)
農林業者	(N=50)
漁業者	(N=6)
経営者・自営業者	(N=20)
企業等の勤め人	(N=41)
学校の教職員	(N=32)
医療等の関係者	(N=20)
その他の公務員	(N=16)
他の専門職・自由業	(N=9)
臨時職、パート	(N=26)
主婦(夫)	(N=76)
学生	(N=2)
その他	(N=123)
職業無回答	(N=23)

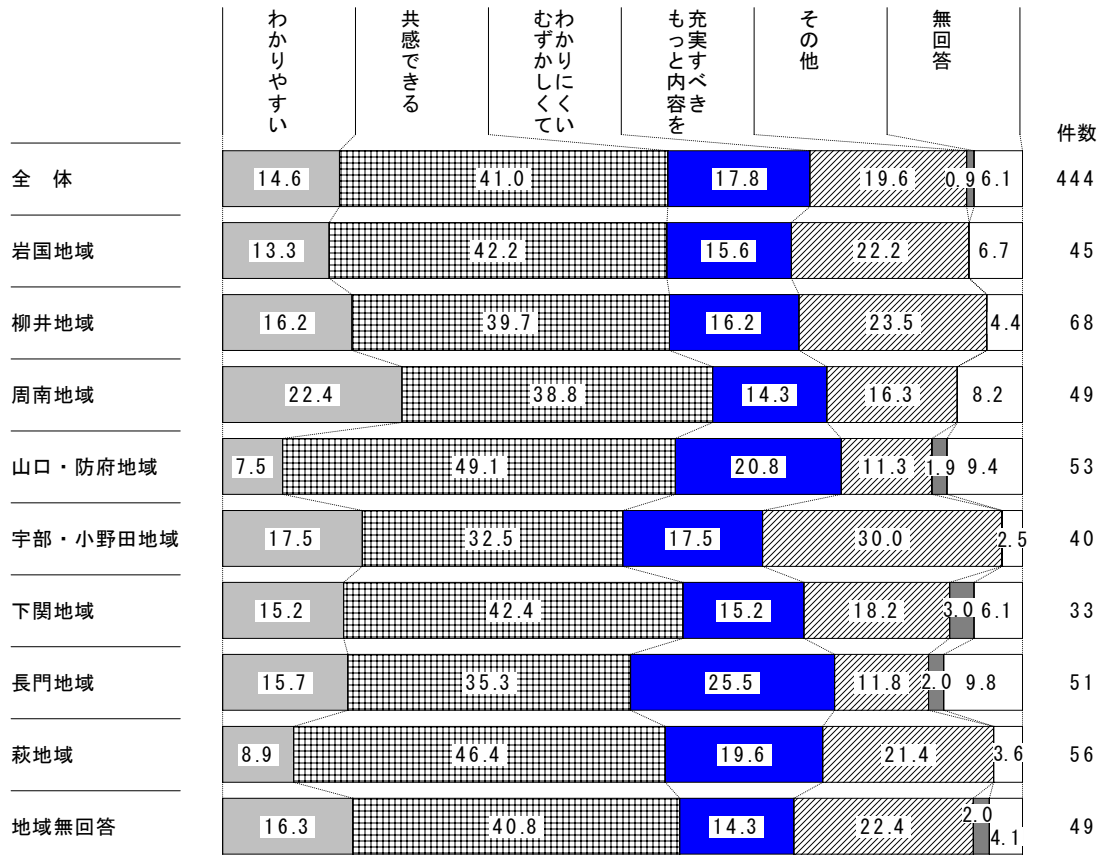
山口県人権推進指針を知ったきっかけについて職業別に見ると、「県・市町の広報紙」との回答が最も高い職業がほとんどであるのに対し、学校の教職員とその他の公務員は「研修会・講習会」が最も高い項目となっており、6割を超えている。

学生では、「人権に関するイベント(人権フェスティバル等)」、「県・市町のホームページ」との回答が他の職業に比べ高くなっている。

(5) 山口県人権推進指針の内容に対する感想

(2) 山口県人権推進指針について、どのように思いましたか。(✓は1つ)

図2 - 2 - 1 山口県人権推進指針の内容に対する感想(広域生活圏別)



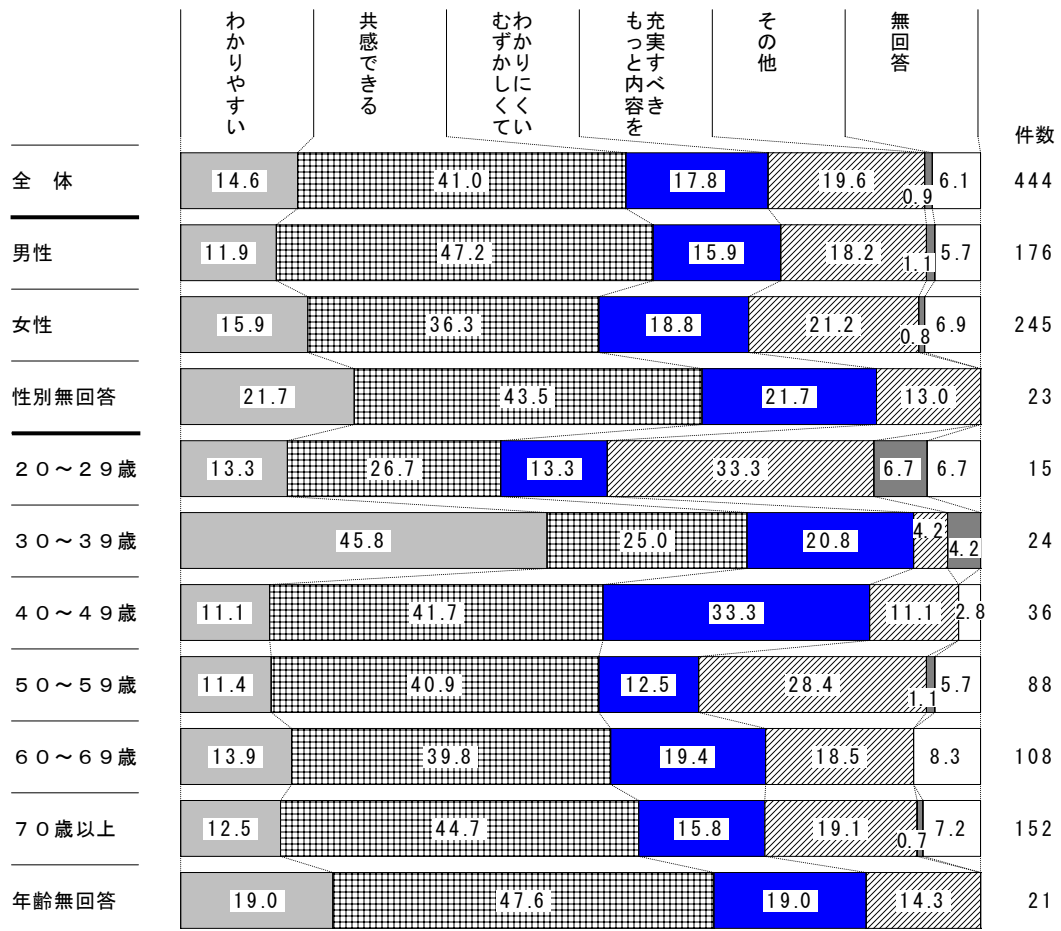
山口県人権推進指針の内容について、「共感できる」が41.0%、「わかりやすい」が14.6%で、両回答を合わせると5割を超える者が理解を示している。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「共感できる」との回答が高く、山口・防府地域(49.1%)で最も高くなっている。

「わかりやすい」と「共感できる」を合わせた割合が最も高い周南地域(61.2%)と最も低い宇部・小野田地域(50.0%)では11.2ポイントの差が見られる。

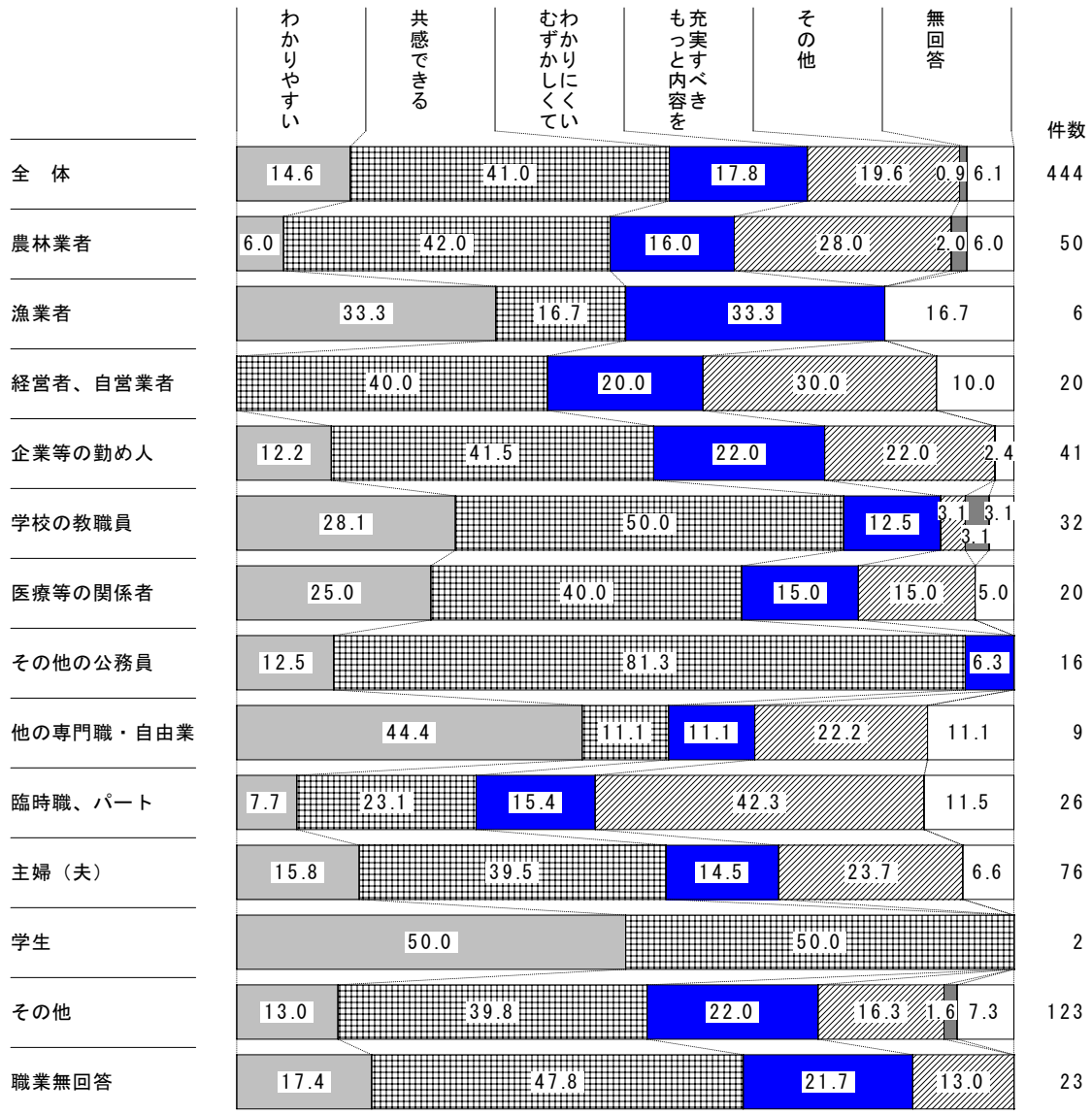
また、「むずかしくてわかりにくい」では長門地域(25.5%)、「もっと内容を充実すべき」では宇部・小野田地域(30.0%)が他の広域生活圏に比べ高くなっている。

図2 - 2 - 2 山口県人権推進指針の内容に対する感想(性・年齢別)



山口県人権推進指針の内容に対する感想について年齢別に見ると、「わかりやすい」と「共感できる」を合わせた回答では、30～39歳（70.8%）が7割を超え高くなっている。反対に「むずかしくてわかりにくい」では40～49歳（33.3%）が3割を超えている。「もっと内容を充実すべき」では20～29歳（33.3%）が他の年齢に比べ高い割合となっている。

図2 - 2 - 3 山口県人権推進指針の内容に対する感想について(職業別)



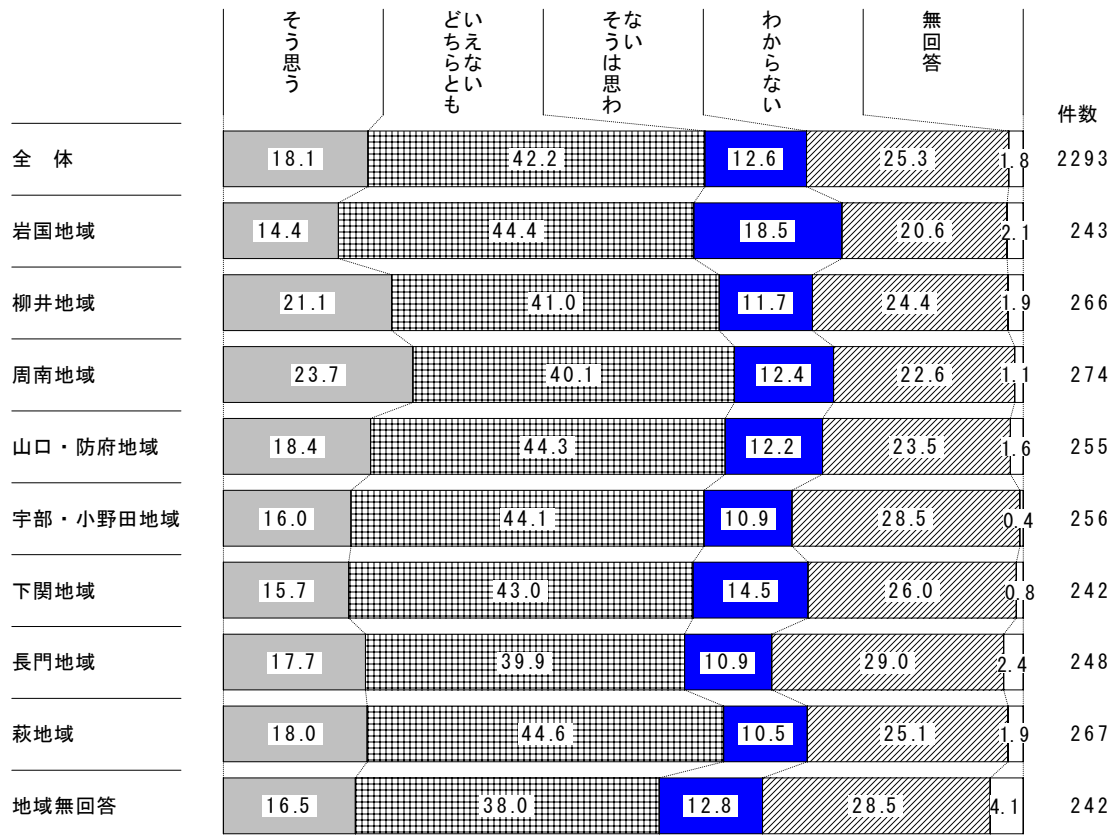
山口県人権推進指針の内容に対する感想について職業別に見ると、「わかりやすい」と「共感できる」を合わせた割合が、その他の公務員で93.8%と9割を超え、次いで、学校の教職員で78.1%と約8割となっている。

「むずかしくてわかりにくい」では漁業者(33.3%)、「もっと内容を充実すべき」は臨時職、パート(42.3%)が他の職業に比べ高くなっている。

(6) 山口県における人権尊重意識の定着状況

問3 今の山口県は、人権が尊重された県になっていると思いますか。あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。(✓は1つ)

図3 - 1 山口県における人権尊重意識の定着状況(広域生活圏別)



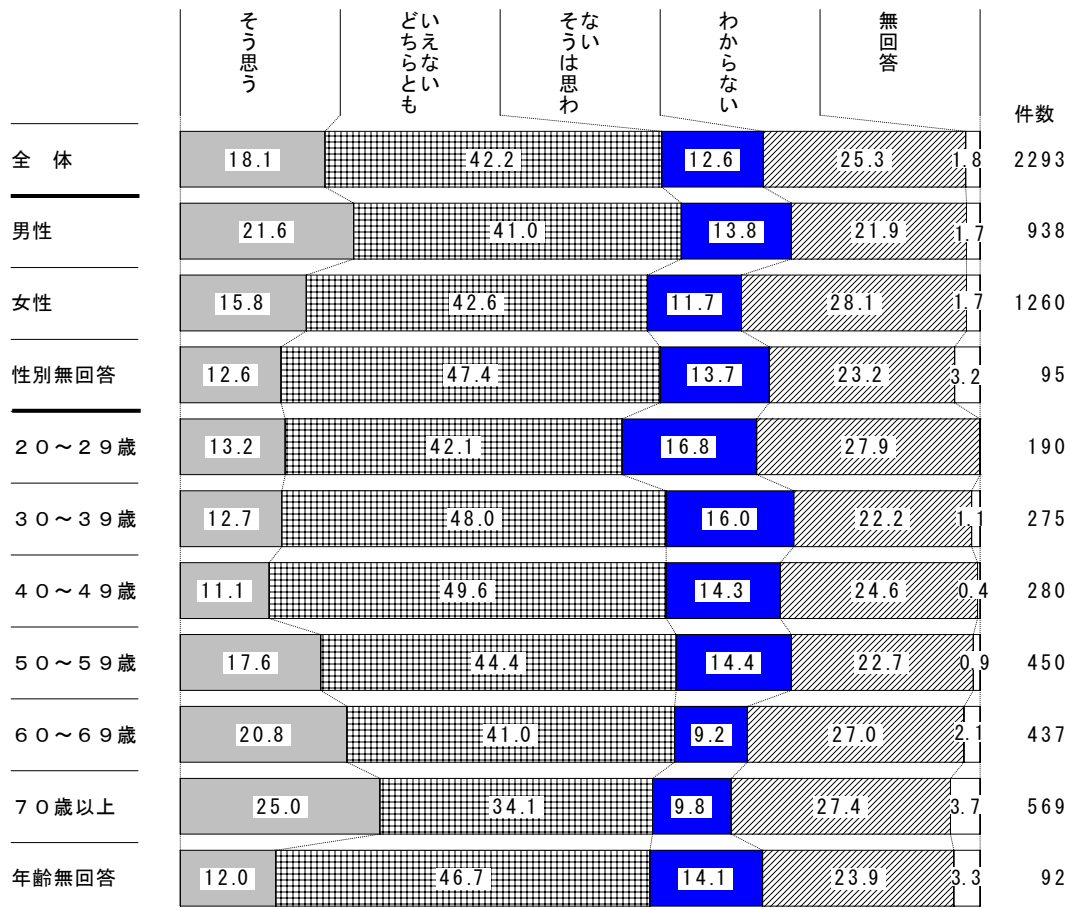
今の山口県は、人権が尊重された県になっていると思うかという質問に対し、「どちらともいえない」(42.2%)が「そう思う」(18.1%)を大きく上回り、4割を超えている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「どちらともいえない」との回答が最も高くなっている。

「そう思う」では周南地域(23.7%)、柳井地域(21.1%)、「そうは思わない」では岩国地域(18.5%)が他の広域生活圏に比べ高くなっている。



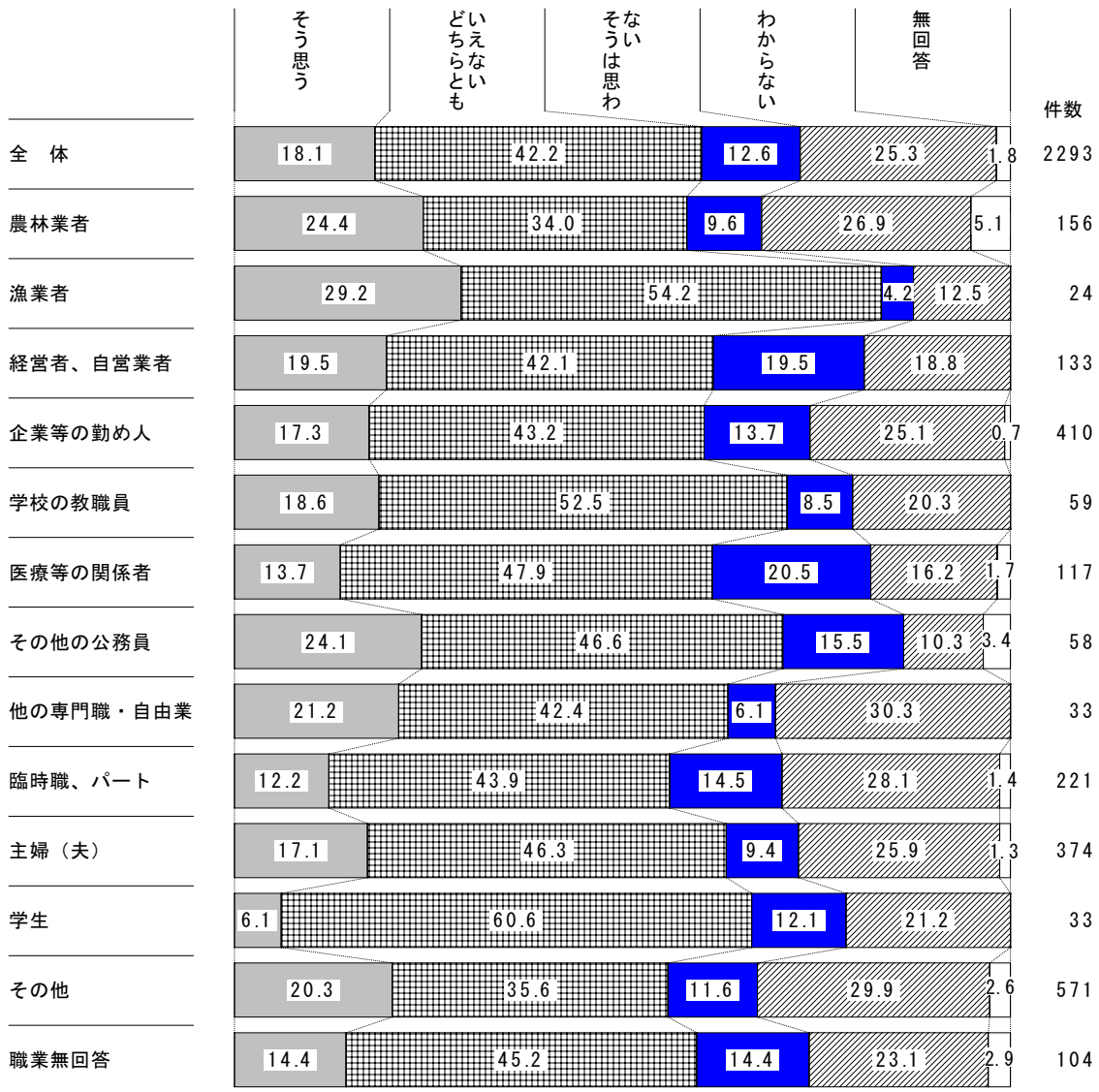
図3 - 2 山口県における人権尊重意識の定着状況(性・年齢別)



山口県における人権尊重意識の定着状況について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「どちらともいえない」が最も高くなっている。

「そう思う」では、70歳以上（25.0%）、60～69歳（20.8%）が2割を超えている。

図3 - 3 山口県における人権尊重意識の定着状況(職業別)



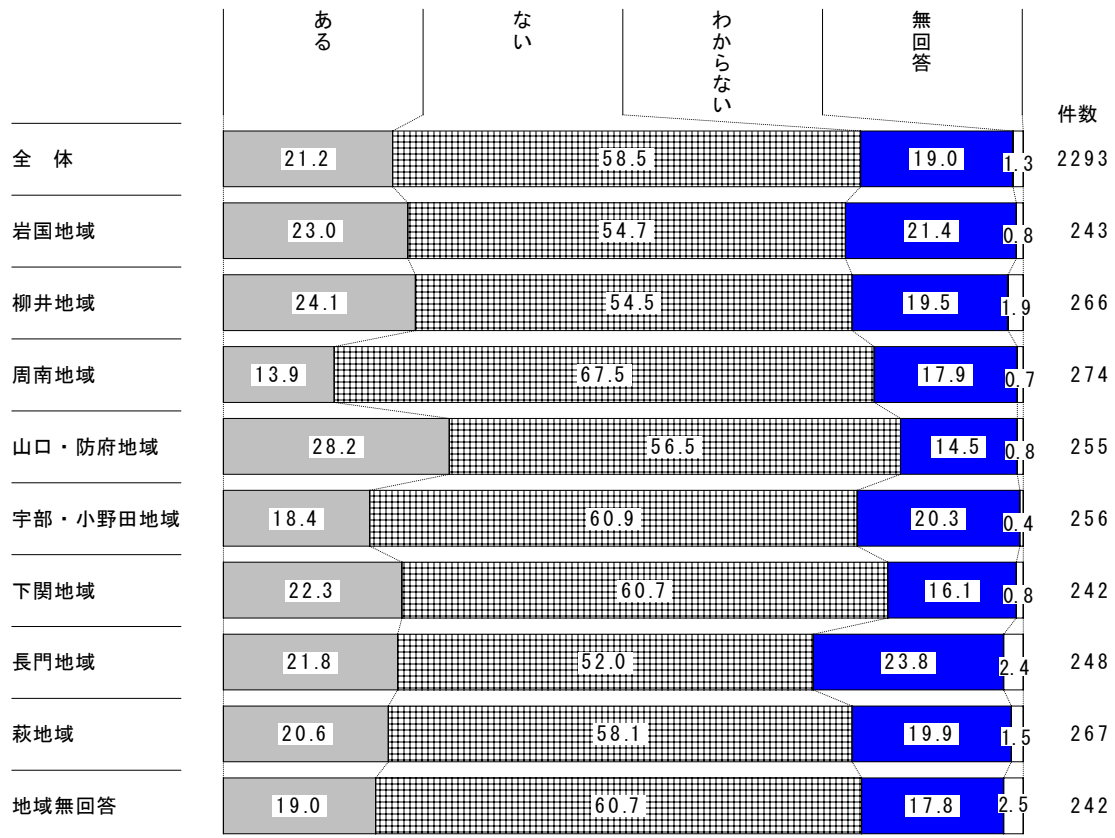
山口県における人権尊重意識の定着状況について職業別に見ると、「そう思う」が漁業者(29.2%)、農林業者(24.4%)、その他の公務員(24.1%)、他の専門職・自由業(21.2%)、その他(20.3%)で2割を超えているのに対し、学生では6.1%と1割に満たない。

「そうは思わない」では医療等の関係者(20.5%)が2割を超え、他の職業に比べ高くなっている。

(7)人権を侵害された経験

問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。  
(✓は1つ)

図4 - 1 人権を侵害された経験(広域生活圏別)



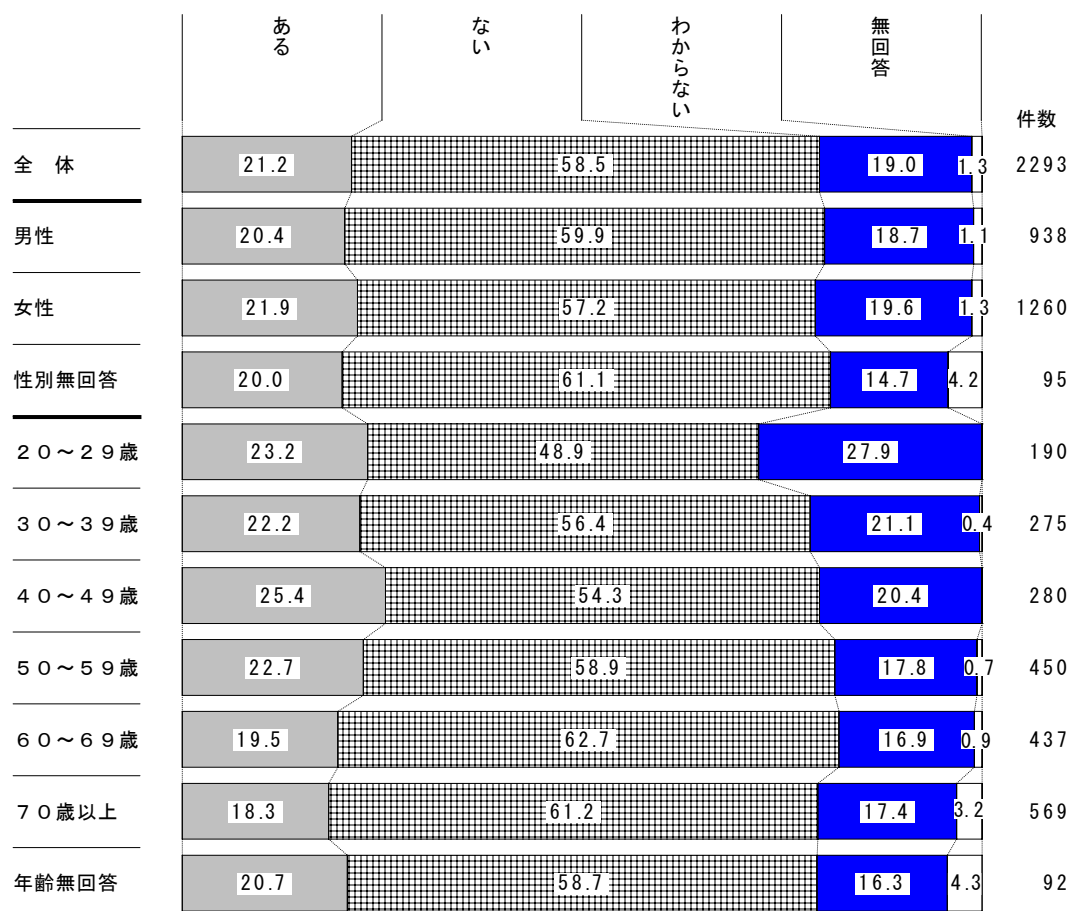
人権侵害の経験では、「ない」と回答した人が58.5%と5割を超え、「ある」(21.2%)を大きく上回っている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「ない」が5割を超え、周南地域では67.5%と約7割となっている。

「ある」との回答は、周南地域と宇部・小野田地域を除く地域で2割を超え、最も高い割合の山口・防府地域(28.2%)と最も低い周南地域(13.9%)では14.3ポイントの差が見られる。

また、「わからない」がすべての広域生活圏で2割前後となっている。

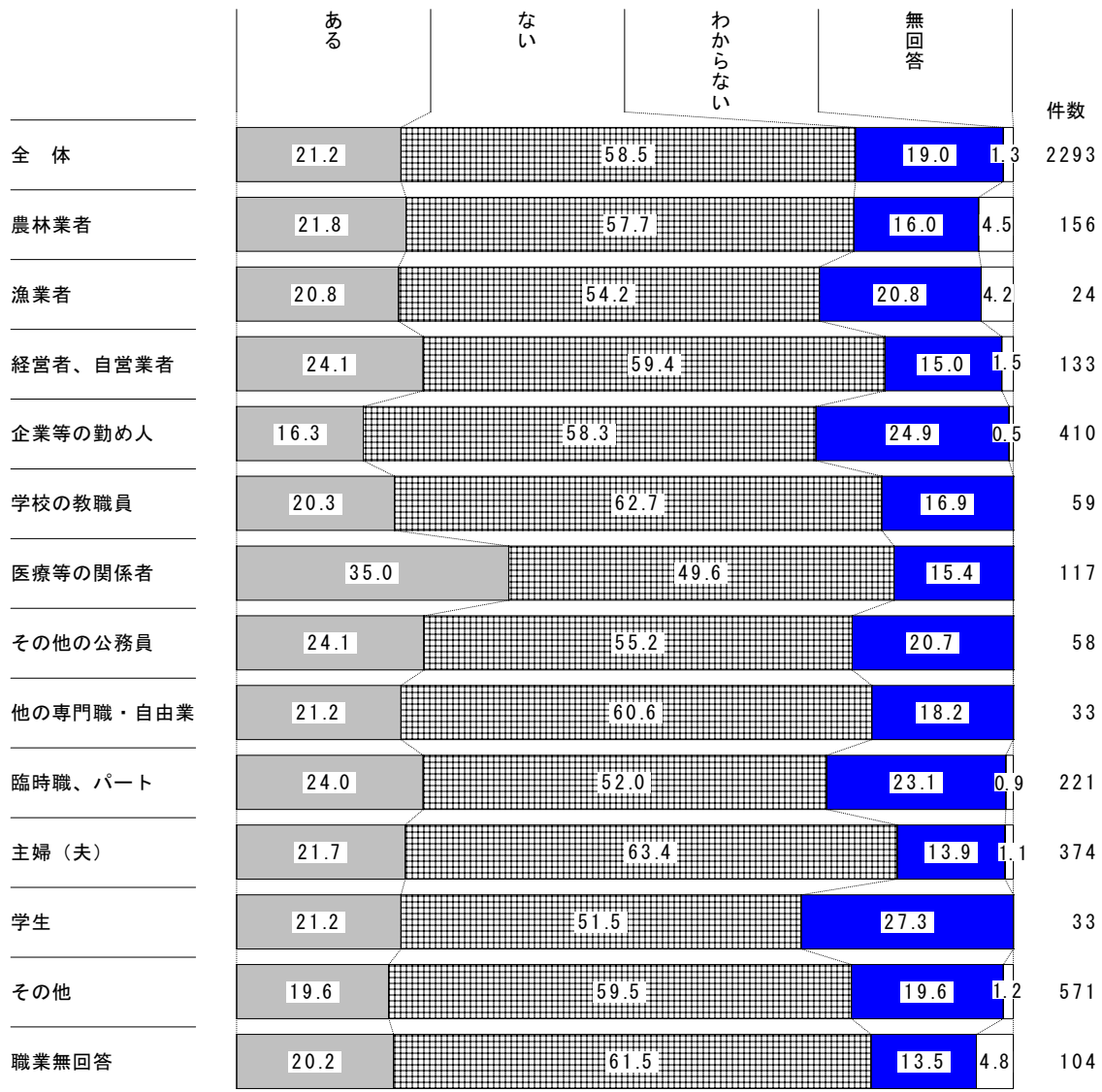
図4 - 2 人権を侵害された経験(性・年齢別)



人権を侵害された経験の有無について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「ない」との回答が高く60～69歳(62.7%)、70歳以上(62.2%)では6割を超えている。

「ある」が最も高いのは、40～49歳(25.4%)となっている。

図4 - 3 人権を侵害された経験(職業別)



人権を侵害された経験の有無について職業別に見ると、「ある」が、医療等の関係者で35.0%と3割を超えているのに対し、企業等の勤め人では16.3%と2割に満たない。

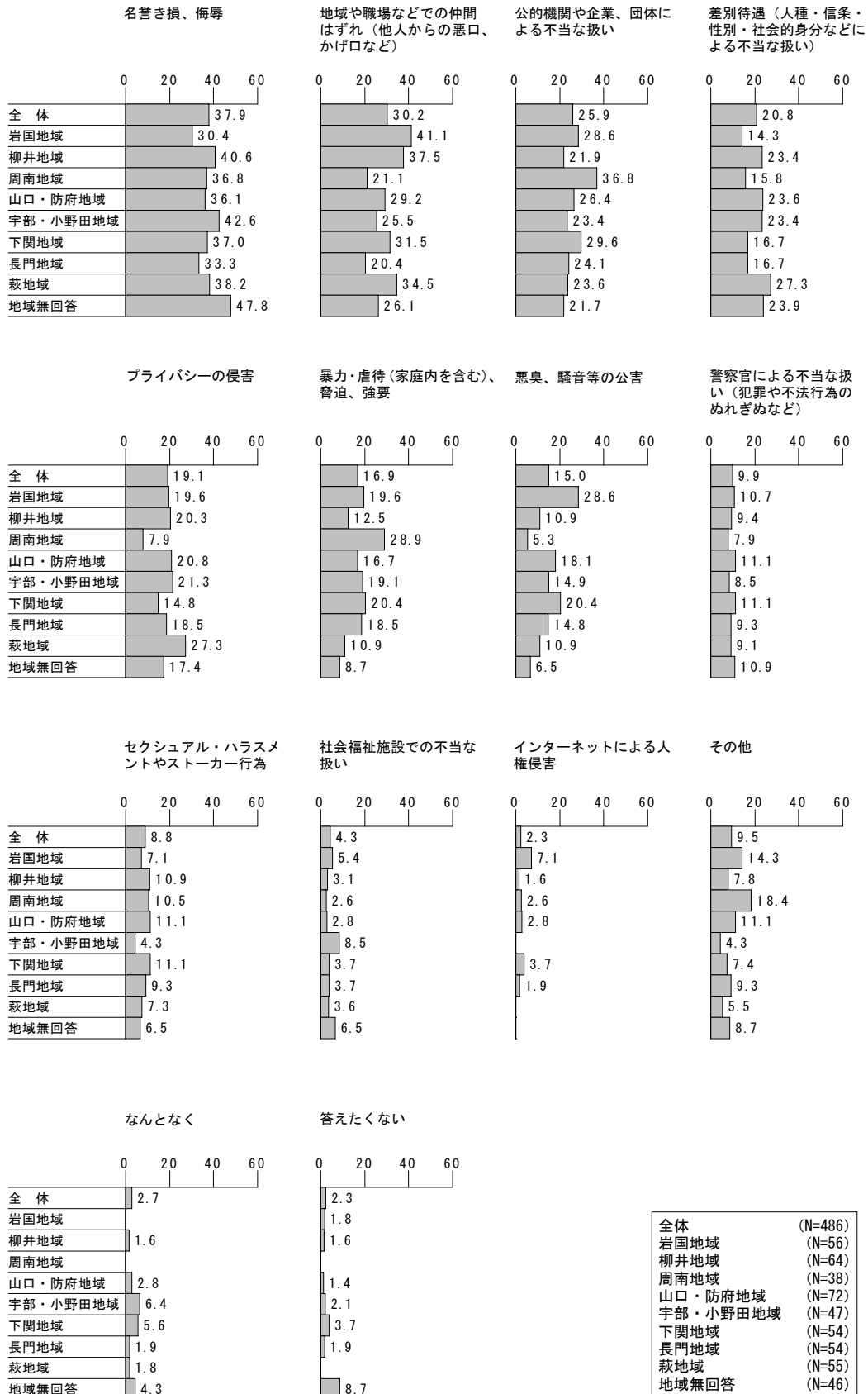
「ない」との回答は、主婦(夫)(63.4%)、学校の教職員(62.7%)、他の専門職・自由業(60.6%)で6割を超えている。

(8)人権を侵害されたと思った内容

【問4で「1ある」を選んだ人のみ回答】

(1) あなたが侵害されたと思った内容はどのようなものでしたか。(✓はいくつでも)

図4 - 2 - 1 人権を侵害されたと思った内容(広域生活圏別)

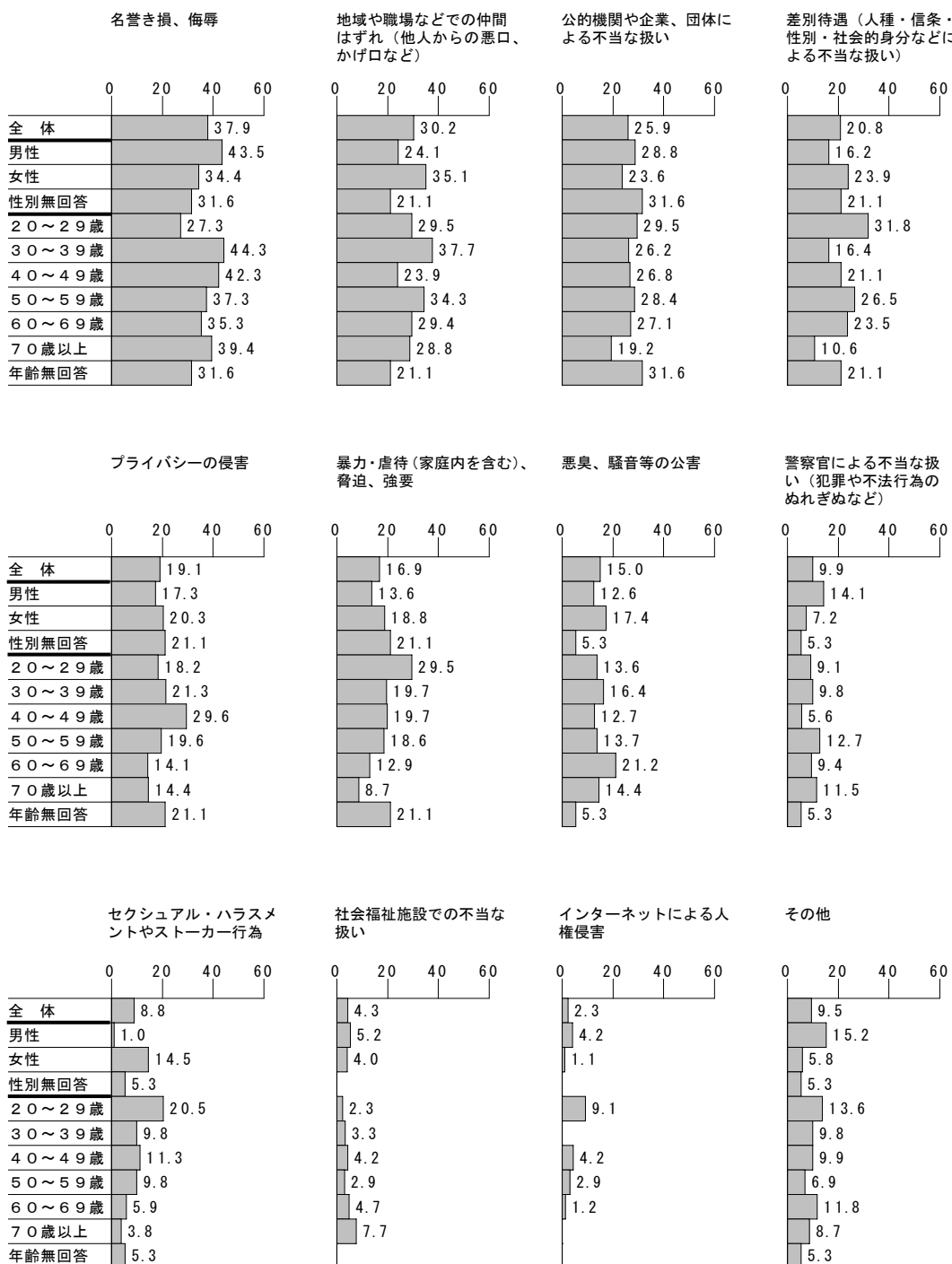


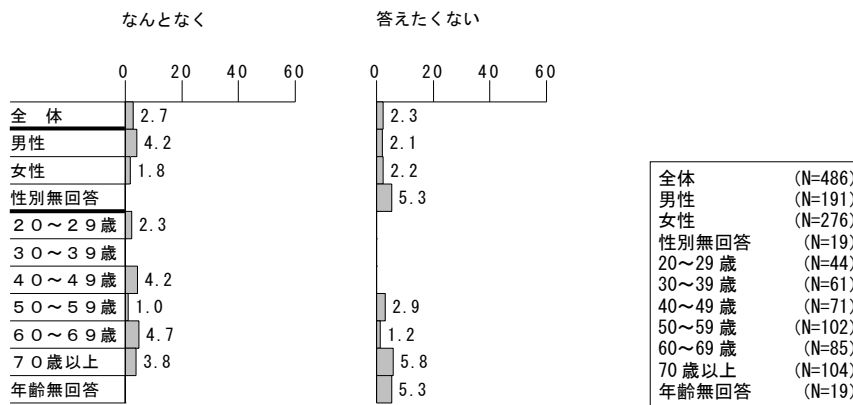
全体 (N=486)  
 岩国地域 (N=56)  
 柳井地域 (N=64)  
 周南地域 (N=38)  
 山口・防府地域 (N=72)  
 宇部・小野田地域 (N=47)  
 下関地域 (N=54)  
 長門地域 (N=54)  
 萩地域 (N=55)  
 地域無回答 (N=46)

人権侵害の内容では、「名誉き損、侮辱」が37.9%と最も高く、次いで「地域や職場などでの仲間はずれ（他人からの悪口、かげ口など）」(30.2%)、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」(25.9%)となっている。

また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「名誉き損、侮辱」が3割を超えており、宇部・小野田地域(42.6%)、柳井地域(40.6%)では4割を超えている。「地域や職場などでの仲間はずれ（他人からの悪口、かげ口など）」では岩国地域(41.1%)、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」では周南地域(36.8%)、「差別待遇（人種・信条・差別・社会的身分などによる不当な扱い）」では萩地域(27.3%)、「プライバシーの侵害」では萩地域(27.3%)、「暴力・虐待（家庭内を含む）脅迫、強要」では周南地域(28.9%)、「悪臭、騒音等の公害」では岩国地域(28.6%)が他の広域生活圏に比べ高くなっている。

図4 - 2 - 2 人権を侵害されたと思った内容(性・年齢別)



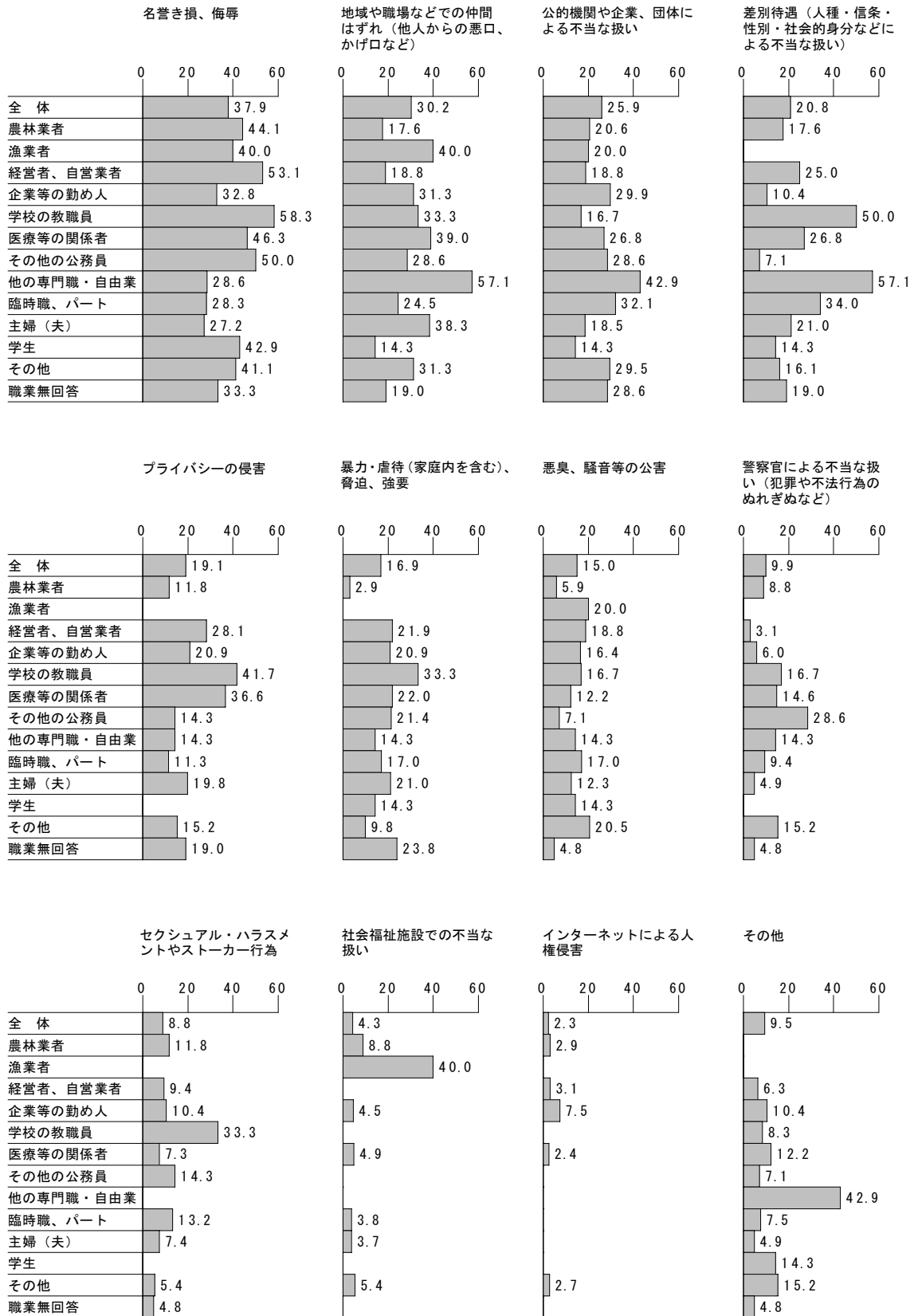


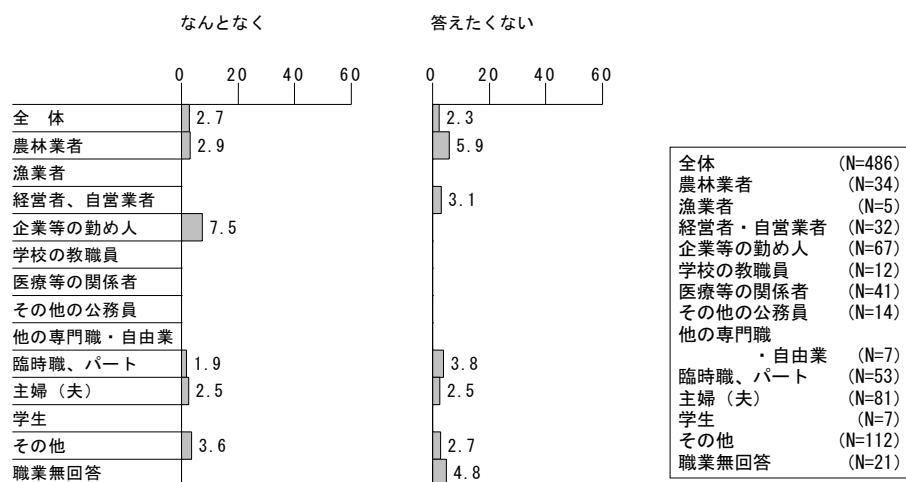
人権を侵害されたと考えた内容について年齢別に見ると、「名誉き損、侮辱」では、30～39歳(44.3%)、40～49歳(42.3%)が4割を超えているのに対し、20～29歳では27.3%と3割に満たない

「地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など)」では30～39歳(37.7%)、「差別待遇(人種・信条・差別・社会的身分などによる不当な扱い)」では20～29歳(31.8%)、「プライバシーの侵害」では40～49歳(29.6%)、「暴力・虐待(家庭内を含む)脅迫、強要」では20～29歳(29.5%)、「悪臭、騒音などの公害」では60～69歳(21.2%)、「セクシャル・ハラスメントやストーカー行為」では20～29歳(20.5%)が他の年齢に比べ高くなっている。



図4 - 2 - 3 人権を侵害されたと思った内容(職業別)





人権を侵害されたと思った内容について職業別に見ると、「名誉き損、侮辱」では学校の教職員(58.3%)、経営者、自営業者(53.1%)、その他の公務員(50.0%)、「地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など)」では他の専門職・自由業(57.1%)、「差別待遇(人種・信条・差別・社会的身分などによる不当な扱い)」では他の専門職・自由業(57.1%)、学校の教職員(50.0%)で5割を超えている。

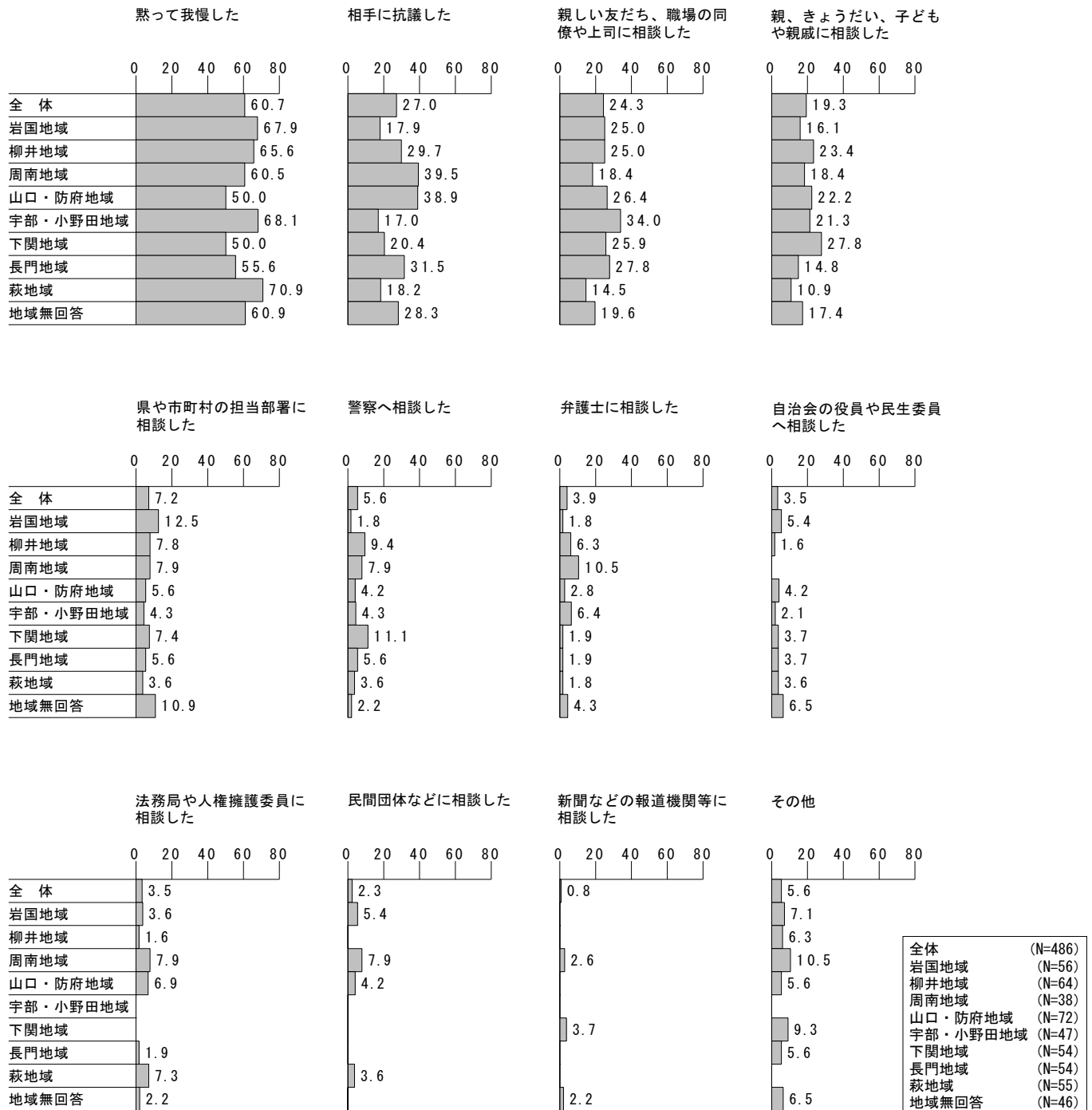
また、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」では他の専門職・自由業(42.9%)、「プライバシーの侵害」では学校の教職員(41.7%)、医療等の関係者(36.6%)、「警察官による不当な扱い(犯罪や不法行為のぬれぎぬなど)」ではその他の公務員(28.6%)、「セクシャル・ハラスメントやストーカー行為」では学校の教職員(33.3%)、「社会福祉施設での不当な扱い」では漁業者(40.0%)が他の職業に比べ高くなっている。

(9) 人権を侵害された際の対処法

【問4で「1ある」を選んだ人のみ回答】

(2) そのとき、あなたはどうされましたか。(✓はいくつでも)

図4-3-1 人権を侵害された際の対処法(広域生活圏別)



人権を侵害された際の対処としては、「黙って我慢した」が60.7%と最も高く、次いで「相手に抗議した」(27.0%)、「親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した」(24.3%)の順となっているが、公的機関である「県や市町村の担当部署に相談した」(7.2%)、「警察へ相談した」(5.6%)、「法務局や人権擁護委員に相談した」(3.5%)などは1割に満たない。

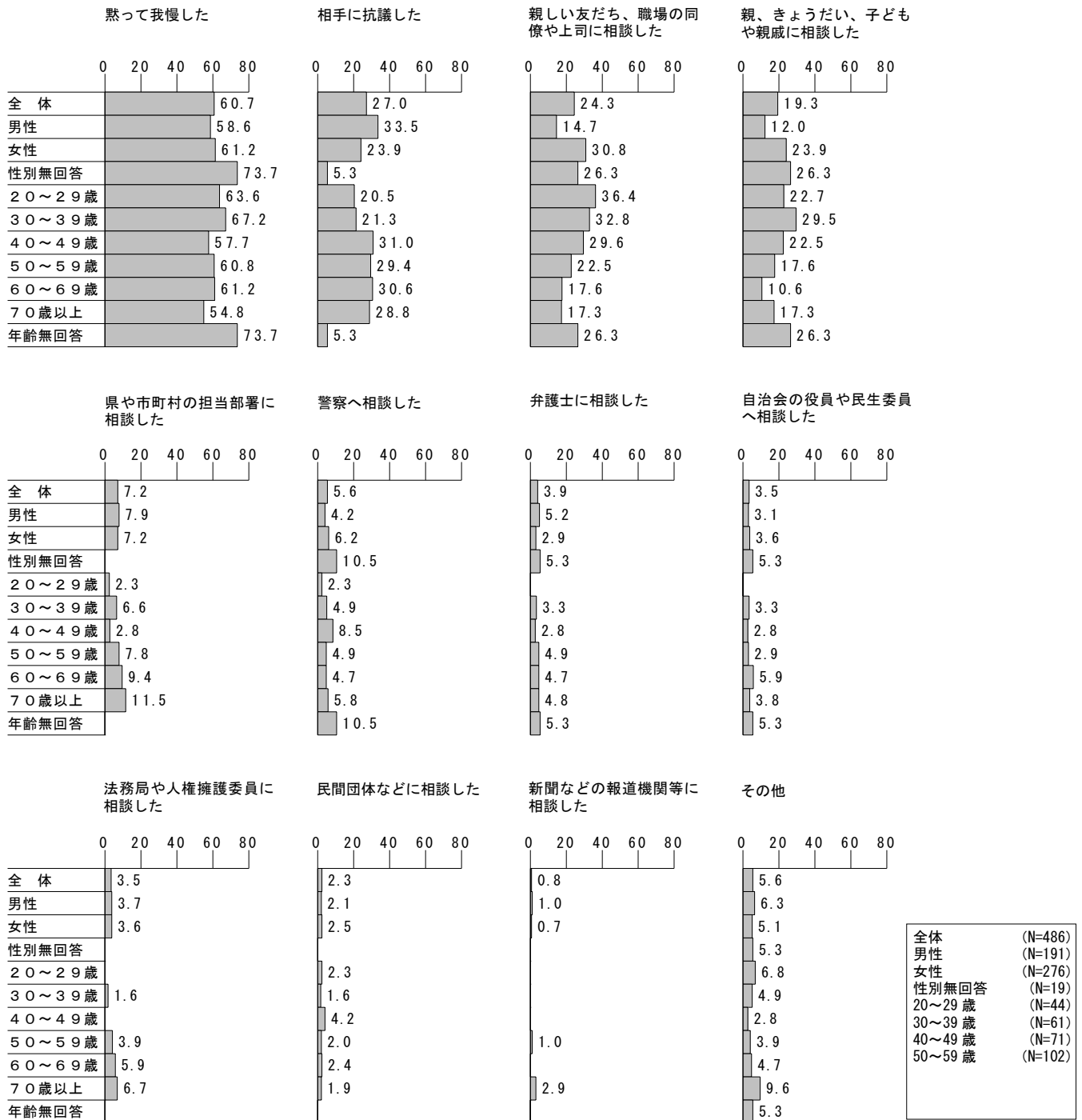
また、広域生活圏別に見ると、いずれの広域生活圏においても、「黙って我慢した」との回答が5割を

超え、最も高く、萩地域では70.9%と7割を超えている。

「相手に抗議した」では周南地域(39.5%)、山口・防府地域(38.9%)、「親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した」では宇部・小野田地域(34.0%)が3割を超え、他の広域生活圏に比べ高くなっている。

また、「県や市町村の担当部署に相談した」では岩国地域(12.5%)、「警察へ相談した」では下関地域(11.1%)、「弁護士に相談した」では周南地域(10.5%)で1割を超えている。

図4-3-2 人権を侵害された際の対処法(性・年齢別)



人権を侵害された際の対処法について年齢別に見ると、いずれの年齢においても、「黙って我慢した」との回答が最も高くなっている。

「相手に抗議した」では、40~49歳(31.0%)、60~69歳(30.6%)、「親しい友だち、職場の同僚や上